

ROPER TECHNOLOGIES, INC.

ビジネス倫理規定

および行動基準

ROPER ビジネス倫理規定および行動基準

目次

当社ビジネス倫理規定および遵守方針	1
本規範実施における当事者の責任および誓約	1
倫理規定概要	2
違反または懸念の報告	2
非報復	3
本規範の権利放棄	3
懲戒処分	3
秘密保持	4
法令遵守責任者	4
機密情報	5
インサイダー取引およびティッピングの防止	7
顧客、サプライヤー、および競合他社との関係	8
当社職員に対する責任	11
利害の対立および会社の機会	12
会社資産の保護	13
会社記録および報告書の正確性	15
公衆に対する責任	17



ROPER TECHNOLOGIES, INC.
6901 Professional Parkway East, Suite 200
Sarasota, Florida 34240
941-556-2601

当社ビジネス倫理規定および遵守方針

本ビジネス倫理規定および行動基準（以下「規範」と称する）は、Roper Technologies, Inc.（以下「Roper」または「当社」と称する）が採用している法的および倫理的な方法でビジネスを行うための基準を説明するものである。Roper の主席執行責任者、主席財務責任者、主席会計責任者、およびその他役員（以下「会社役員」と称する）およびその部下（以下「社員」と称する）を含む全社員は、本規範とその他の当社方針、および適用される法律、規則、規制を遵守して行動する責任を負う。また、Roper 取締役会の全会員（以下「取締役」と称する）は、各々の Roper 取締役としての監督責任に関連する範囲で、本規範の適用条項を遵守するとともに、その他の当社方針および適用される企業関連その他の法律、規則、規制を遵守して行動する責任を負う。本規範の違反にあたるいかなる行動および行為は妥当な懲戒処分事由となる場合があり、かかる社員または取締役は民事および刑事責任に問われる場合がある。

本規範は雇用の契約を明示あるいは黙示するものではなく、Roper Technologies, Inc. とその社員あるいは取締役との間のいかなる契約上の権利をも作成しない。全社員は、契約により規律される／された各々の雇用関係が、本規範により修正されないことを理解するものとする。

Roper Technologies, Inc. は、いつでも理由の如何を問わず本規範を変更、改正、または終了する権利を留保する。

本規範実施における当事者の責任および誓約

すべての Roper 社員および取締役は、本規範の内容および精神を遵守する義務を負う。これは、世界のどこにいても関わらず適用される法的要件に従うことを意味する。また、当社は社員および取締役にいかなるときも倫理的に行動するよう、および、最良の行動について疑念がある場合にはいつでも適切な当社職員と質問／懸念を協議するよう奨励する。社員は、当社入社時に本規範を受領し、書面で受領承認を行うものとする。さらには、**一年毎**に本規範への継続的誓約を書面で承認するものとする。取締役は、取締役会への選出時に本規範を受領し、書面で受領承認を行うものとする。さらには、**一年毎**に本規範への継続的誓約を書面で承認するものとする。本規範への改訂は、修正あるいは変更を反映させるため、必要に応じて社員および取締役に配布されるものとする。

倫理規定概要

Roper は、安全、高品質、かつ法的要件に準拠した製品のみを製造および販売することに専心しており、それを増進させるため、誠意あるビジネスの模範的基準に従い世界中で運営を行っている。すべての Roper 社員および取締役は、高い誠実性および整合性基準に従って Roper の業務を行うよう期待される。例として以下が挙げられるが、これらに限定されない。

- 個人的関係と職務的關係との間の、および個人的利害と Roper の業務的利害との間の、実際の／明白な利害の対立を回避し倫理的に対応することを含む、誠実で倫理的な行為、
- Roper により提出が義務付けられている定期報告および Roper により行われるその他通信における、完全、公正、正確、適時、および理解可能な情報開示、
- 証券のインサイダー取引、製品安全性、競合他社やその他社員との関わりに関連する法律、規則、規制といった、本規範内で述べられているものを含めた、適用される官庁法律、規則、規制の遵守、および
- 本規範の違反の迅速な社内報告。

本規範にはまた、これらの基準に一致し利害の対立を回避しながら Roper の代表として行動および意思決定できるよう、社員および取締役を支援するためのガイドラインが含まれている。ガイドラインを完全に包括的にすることは不可能であるが、適正な行為の実現は社員および取締役の各人の責任感次第である。個人の誠実性および優れた判断に代わるものはない。困難な意思決定に直面した場合は、自身の意思決定が公に知られたとして安心していただけるかどうかを考慮すべきである。法的あるいは倫理的立場から不適切であると見なされる可能性のある意思決定であると確信した場合、特定状況における最良の措置について疑念がある場合、または本規範の適用について質問がある場合は、上司または法令遵守責任者と当該事象を協議するよう奨励されたい。会社執行責任者および取締役もまた、かかる事象を法令遵守責任者と協議するものとする。

違反または懸念の報告

本規範に違反するもしくは一致していない不適切、非倫理的、あるいは不法と思われる行為または行動に気付いた場合、かかる行為または行動はすべて上司または法令遵守担当者宛てに報告する、あるいは報告させるものとする。会社執行責任者および取締役は、本規範違反が疑われるあらゆる事象を法令遵守責任者に報告するものとする。

何らかの理由により本プロセスに不都合がある場合は、Roper Technologies 倫理・遵守ライン、+1 (888) 227-3565 (通話無料) までいつでも連絡可能である。または、質問あるいは懸念を法令遵守責任者、またはその他の適切な会社執行責任者宛てに電子メールを送信する、あるいは質問または懸念を記載した書面を法令遵守責任者、あるいはその他の適切な会社執行責任者宛てに配送することが可能である。質問または懸念は、機密あるいは匿名として扱われる。Roper Technologies 倫理および遵守ラインに報告する際は、個人識別情報を提供する必要は一切ない。

財務、社内会計管理、監査事象に関わる懸念はすべて、上記の通り、その他の懸念と同様に連絡が可能である。これらの懸念は、Roper 取締役会の監査委員会に報告され、委員会が制定した手順に従って処理されるものとする。

非報復

Roper は、本規範を含む法律、規制、会社方針あるいは手順の違反の疑いを誠意をもって報告した人物に対するいかなる報復も、ハラスメントまたは報復の容認も行わない。これは、不法、非倫理的、または本規範の違反が疑われる行為について注意を喚起した、またはそれについての調査に関連して情報を提供した社員の、解雇、降格、望ましくない任務への転勤、その他の差別を、Roper は行わないという意味である。しかしながら Roper は、故意に虚偽の告発をする、当社に虚偽報告を提供する、または、本規範や適用される法律あるいはその他の当社方針または手順に違反する、もしくはその他の不適切行為を行う人物を、罰する権利を留保する。

本規範の権利放棄

当社の執行責任者または取締役の本規範の権利放棄は取締役会によってのみ行われ、証券取引委員会（SEC）、証券取引所、またはその他の適用される規則あるいは規制により課せられる義務に応じて、即座に開示される。その他の社員の本規範の権利放棄はすべて、法令遵守責任者により書面にて行われなければならない。かかる権利放棄の要請は、書面にて法令遵守責任者宛てに直接送付されるものとする。

懲戒処分

Roper は、本規範または当社方針あるいは手順に違反する行為が明らかになったいかなる社員または取締役に対しても、適切な懲戒処分を行うものとする。懲戒処分には即時解雇が含まれ、Roper の単独裁量において行われる。取締役は、適切な状況下で取締役会からの辞任を要求または義務付けられる場合がある。また法的要件および規制要件は、罰金および拘禁を含む、個人的な民事・刑事的罰則に及ぶ場合がある。Roper が損失を被った場合、責任ある個人または事業体に対して賠償を要求する場合がある。法律違反である場合、Roper は担当当局に全面的に協力するものとする。

以下に、懲戒処分の対象となり得る行為の例を挙げる。

- 部分を問わず、本規範またはあらゆるその他の当社方針に違反する行為。
- 本規範またはあらゆるその他の当社方針に違反するよう他者に要求すること。
- 本規範またはあらゆるその他の当社方針の既知である、または疑われる違反の隠ぺいもしくは取り繕いの即時の報告または対策実施を怠ること。または、違反あるいは潜在的違反に関して故意に虚偽の情報を提供すること。
- 本規範またはあらゆるその他の当社方針の疑われる違反を報告した、別の社員または取締役に対する報復。
- いかなる適用法令の違反、または、当事者もしくは Roper が刑事罰則（罰金または実刑判決）または民事制裁（損害賠償または罰金）を科せられること。

秘密保持

本規範により検討された懸念の報告はすべて、実施可能な範囲でまたは適用法令で許可されている範囲で機密に保たれるものとする。しかしながら、解決に達するためには機密情報の開示が必要となる特定状況が存在することを、当事者は認知するものとする。機密情報に関する Roper の方針は、行動基準明細書 - I に記載されている。

法令遵守責任者

Roper の法務顧問が、Roper の法令遵守責任者である。法令遵守責任者は、以下を含む、本規範の実施および執行の管理の責任を負う。

- 本規範および関連方針、慣行、手順の実施の監督
- 適切な懲戒処分の一貫適用の施行および確認を含む、本規範の管理および遵守の監督
- 報告された本規範の違反についての調査の実施または監督
- 不祥事に対する適切な対応の手配、および不祥事の再発を防止する措置の実施、
- 本規範で扱う主題に関する、必須トレーニングプログラムの手配
- 本規範に関する社員や取締役からの質問への回答、およびガイダンスの提供

法令遵守責任者へは、直接面談、電話：(941) 556-2606、または電子メール (dliner@ropertech.com) で連絡可能である。

行動基準明細書 - I 機密情報

当社は、業務関連情報の機密性を維持することと、かかる情報の適時、完全かつ正確な公的開示を行う責任とのバランスを取らなければならない。したがって Roper は、機密情報を扱う、あるいは認知するようになる社員および取締役は、以下のガイドラインおよび手順に従うよう要請する。

保護すべき情報

機密情報には、開示された場合に競合他社に利用される、または当社やその顧客あるいはビジネスパートナーに害を与え得る、Roper またはその業務についての通常公には知られていない、あらゆる当社の情報または他者が当社に委託した情報が含まれる。開示が認可されている、または法的に義務付けられている場合を除き、当社、「指名会社」（以下に定義する）、またはその顧客により当事者に委託されたかかる機密情報は、すべて機密に保たなければならない。疑念がある場合は、かかる情報を機密として扱うものとする。「重要」な非公開情報の機密性の管理については、特に用心すべきである。

通常、以下の場合において情報は「重要」である。

- 当社の証券を売買するかどうかの決定において、合理的な投資家が重要であると見なす可能性がある場合、または
- 当社の証券について入手可能な情報の「完全なる総評」を大幅に書き換える情報であると合理的な投資家が見なす場合。

告知される媒体に関わらず（例えば、ビジネス計画またはその他の文書、会話、間近のプレスリリースの知識、など）、「重要」と仮定すべき情報を数例、以下に挙げる。

- 当社の利益や以前開示された財務情報の変更を含む、当社の財政状態または業績についての財務情報
- 財務予測、特に収益見通し
- 株式分割もしくは配当の宣言、または配当の増減の計画
- 合併、買収、公開買付、または実質資産の一部売却、購入あるいは売却
- 運営における大幅な変更または導入予定の重要新製品
- 提案された新株発行、または異例の借入あるいは債務支払い
- 重要な訴訟の展開
- 政府による調査、刑事事件、または告訴、政府契約からの潜在的な締め出しや、あらゆるその他の重大な政府措置を含む、いかなる付随的帰結

多くの場合ラベルまたはスタンプを使用して、文書および書面の資料に注意すべき機密情報が記載されている旨が示されている。しかしながら、実際のところ、情報が重要で機密であるかどうかは、ラベルがついているか否かで判断することはできない。機密のラベルやスタンプがないからといって、情報を保護する必要はないと受け取っては決してならない。

特定情報が「重要」であるかどうか疑念がある場合には、重要であると判断する前にかかる疑念を解決する必要がある。

「指名会社」とは、以下を含む当社と取引関係にある会社である。

- 顧客、商品・サービスのサプライヤー、およびライセンシー・ライセンサーを含む、当社と現在契約約定を結んでいる会社、
- 当社が重要な契約あるいは取引関係の開始、大幅な変更または終了を検討している会社、
- 当社が合併事業、共同入札などを交渉している会社、および
- 当社がその証券、資産、または事業の買収または販売を検討している会社。

アクセス制限

重要な非公開情報へのアクセスは、「知る必要性」のある当社職員のみにより制限されるものとする。これは、当該情報を知ることになる当社職員の数と、当該情報を含む書面の資料の複製・回覧の両方を制限する、合理的な努力を講じるべきであるという意味である。特定の管理情報に関するかかる制限に特別な手順を課すこともあり得るが、一般的に、アクセスを制限するために講じるべき特別な段階については最良の判断を行使し、そうでない場合は非公開情報の機密性を保護するものとする。本件について疑念がある場合には、上司または法令遵守責任者に即座に助言を求めるものとする。

非公開情報の開示

非公開情報を公に開示することが本方針明細の表題であるが、これは通常、当社の経営陣の責任である。したがって当事者は常に、公的開示が行われたあるいは行われたと思われるかを問わず、社内および社外の両方で、かかる情報を機密に保たなければならない。機密情報の件に関わる社外からの問い合わせはすべて適切な当社管理職へと付託され、当社の法務顧問またはその他の適切な管理職による事前承認なしで、かかる情報の開示がなされないようにすべきである（前述の「知る必要性」がある場合を除く）。

行動基準明細書 - II インサイダー取引およびティッピングの防止

重要な非公開情報を承知で株式を売買すること（いわゆる「インサイダー取引」）、または当該情報を他者に開示してその情報に基づき取引させること（いわゆる「ティッピング」）は、連邦証券取引法により禁止されている。

当社社員または取締役によるこれらの法律の違反は、当社およびかかる行為に従事した個人に、3倍賠償、最大500万ドルの罰金、最長20年の禁固を含む、重大な民事および刑事責任が科せられる可能性がある。

したがって Roper の社員あるいは取締役は、当社の株式またはその他の公的会社の株式であるかに関わらず、かかる会社またはかかる証券に関わる重大な非公開情報を得ている間は、いかなる証券取引*にも従事しないものとする。いかなる社員または取締役は何時も、かかる重要な非公開情報を、証券の売買に利用する可能性のあるいかなる人物にも伝達しないものとする。

情報が「重要」であるかどうかについての質問は常に容易に解決されるとは限らず、それについては行動基準明細書 - Iにおいて説明している。重要性の決定は多くの場合、後になってからの判断を利用できないため、特定の情報が「重要」であるかどうか疑念がある場合は、取引をしない、あるいはそのような情報を伝えない方向でかかる疑念を解決すべきである。

情報は一般に、投資家へと開示されるまでは「非公開」である。この点において、証券取引委員会へと提出された報告書内の記載、または当社が発行したプレスリリース、または Wall Street Journal（ウォールストリートジャーナル）や New York Times（ニューヨークタイムズ）など一般に流通している出版物内でのかかる情報への言及といった形で、事実または事象を指摘して情報が公であることを示すことが可能である。情報は概して、公式に発表された日から3営業日までに公になったと仮定される。

したがって、当社への奉仕の結果取得した情報の扱いについては、必ず以下を守るものとする。

- 厳格な知る必要性に基づき、受領者により当該情報が誤用されず不適切に開示されることはないとは合理的に判断される状況下である場合を除き、重大な非公開情報、またはその他の機密情報を社内または社外（家族を含む）のいかなる人物にも開示しない
- 当社の証券またはその他の会社の証券であるかに関わらず、これらの証券に関わる重大な非公開情報を得ている間は、いかなる人物に対しても証券取引の推奨・示唆を行わない
- 当社の証券またはその他の会社の証券であるかに関わらず、これらの事業または運営に関わる重大な非公開情報を得ている間は、いかなる証券取引への関与を控える

特定状況について投資の意思決定または他社との情報共有を避けるべきであるかどうか疑念がある場合は、かかる行為を行わない方向で解決すべきである。

また必要に応じて、重要な非公開および/または機密情報を日常的に入手する可能性の高い人物に適用される追加の措置／手順を開発し、本行動基準明細書の完全な遵守を確保するため実施する場合がある。

* 本方針明細書の使途では、「証券」には、即座に証券に変換可能または交換可能な、かかる証券およびその他の証券に関わるオプションまたは金融派生商品が含まれる。

行動基準明細書 - III 顧客、サプライヤー、および競合他社との関係

当社の成功は、顧客およびサプライヤーとの良好な関係の構築にかかっている。本目標を達成するには、信頼感を育み、利点を基準として当社製品を販売することが不可欠である。そのため、以下の行動基準ガイドラインの遵守を Roper 職員に期待する。

公正な取引

社員および取締役は、当社の顧客、サプライヤー、および競合他社を公正に扱う努力を払わなければならない。部外秘情報の操作、隠ぺい、乱用、重要事実の不実表示、またはいかなるその他不公平な扱いの実践により、いかなる人物に対しても不当に優位性を行使しないものとする。

不公正な競争 - 反トラスト

Roper の社員は、米国の反トラスト法および Roper またはその関連会社が操業する各国の競争法を、完全に遵守するものとする。通常、競争に関する米国法律が現地の法律と異なりどちらの法律を適用するか曖昧である場合は、より厳しい基準を適用するものとする。

本行動基準は、価格、販売条件、収益、顧客・市場・地域の分割あるいは割り当て、信用協定、配賦法、または競争を制約するいかなるその他の行為に関する、競合他社間の合意や契約を禁じる、いかなる適用される反トラスト法律の条文および精神に違反する、または違反と見られる可能性のあるいかなる行為をも回避することを義務付けている。その結果として、競争を不当に制約または制限するための努力であると解釈され得る、競合他社またはその他のビジネスパートナーとのいかなる禁止行為についての議論にも、従事しないものとする。

顧客からまたはその他のソースから取得する競合他社の戦略および市場条件に関する情報は合法的で好ましいものであるが、競合他社と連絡できるように橋渡しをするよう顧客に要請してはならない。さらには、Roper 社員は不適切または疑わしい状況下で、かかる社員または Roper 所有の別会社の企業秘密を取得、受諾、開示、使用、示唆してはならない。企業秘密には、その内容が一般には知られていないあるいは解明可能でなく、所有者により一般に開示されていない、および多くの場合所有者により保護されている、あらゆる情報、文書、または資料が含まれる。また、いかなる Roper 製品の再販について、いかなる顧客の価格設定の自由を、直接的あるいは間接的に制限する努力を行ってはならない。

さらには、当社の競合他社へのいかなる不必要な連絡をも回避しなければならない。一般規則として、競合他社との連絡およびやり取りは、見本市および特定の社外セミナーといった故意ではなくかつ不可避な機会に限定するべきであり、さらなる連絡ややり取りに関与する前に適切な認可を求めるべきである。

マーケティング：競合他社の誹謗

当社の広告およびマーケティングは、不公正で虚偽的な取引慣行を禁止する、あらゆる関係政府法令、規則、規制、およびあらゆる当社の広告業および販売促進方針に準拠しなければならない。当社の広告およびマーケティングを担当する社員は、かかる広告が誠実であり、虚偽がなく、すべての適用法令、規則、規制、および方針に準拠していることを、徹底させなければならない。

性能、品質などに関するいかなる主張も、採用する前に必ず検証されなければならない。

Roper の方針では自社製品あるいはサービスの品質に重点を置くことになっているので、当社社員は、競合他社または彼らの製品あるいはサービスについての根拠のない誹謗的コメントをすることは避けるべきである。競合他社またはその製品に関わる（口頭または書面の）陳述は、公正で、事実に基づき、かつ完全なものでなければならない。社員は、競合他社またはその製品あるいはサービスについてやり取りする場合には、以下の規則を守るものとする。

- 競合他社の品性またはビジネス慣行についてのコメントを避ける（例えば、競合他社の販売担当はふしだらで信用できないと顧客に伝えること）。
- 顧客には、競合他社の劣る点ではなく、Roper の製品およびサービスの性能、ノウハウ、利点に最も重点を置いて伝えるべきである。
- 競合他社の製品に関連していない問題や弱点（例えば、財務上の困難、係争中の訴訟、政府調査など）への言及を避ける。
- 競合他社の製品あるいはサービスの仕様、品質、有用性、価値についての陳述は、競合他社の現在の公表済み情報またはその他の事実に基づくデータにより、競合他社の現在の製品について立証されていない限り、行うべきではない。一部の国では、かかる陳述は競合製品あるいはサービスのプラスの側面に関連するよう義務付けられている場合がある。
- ある製品あるいはサービス、またはその機能の 1 つは Roper が発明したという、立証されていない主張は行わないものとする。

顧客への贈与、エンターテイメントの提供

個人的な贈与、エンターテイメント、旅行、割引、特別サービスの提供に基づいて、顧客の購入意思決定に影響を与えようとする試みは、不適切で容認できないものであり、一部の事例においては不法であり、禁止されている。したがって以下の記述を除き、社員は顧客との関係を当社のビジネス利害へと不当に影響を与える試みであると解釈される可能性のある、現金、贈答品、またはその他の価値あるアイテムを顧客あるいは潜在的顧客に提供しないものとする。

これらの事例が、特別な時機に贈答品を贈る現地の伝統に当てはまり、当社のより詳細な遵守プログラムおよび方針に一致している限り、名目上の価値の心ばかりの贈与を進呈することは可能であるが、かかる贈与のすべてのコストを完全に文書化することを条件とする。容認可能と見なされる贈与の例には、当社のロゴ入りの衣料やデスクトップアクセサリといった広く頒布される特別広告用アイテム、地元のスポートまたは文化的イベントのチケット、レストランでの食事、およびその他の名目上の市場価値である感謝の印、などが含まれる。これらの一般ガイドラインを満たさない、いかなる贈与またはエンターテイメントの提供は、適切な当社監督者または法令遵守責任者の事前承認が必要である。

ベンダーおよびサプライヤーからの贈与の受領

当社社員に提供される価値の高い社用贈答品は、ベンダーまたはサプライヤーの選択への不適切な影響力を意図するものである場合がある。したがって、ベンダーあるいはサプライヤー各会社またはそれらの代理人からの贈与受領を規律する当社基準には、顧客および見込み顧客への贈与提供と関連する内容を反映させている。

ベンダーあるいはサプライヤーからの贈与またはエンターテイメントの受領についての意思決定は、現地の習慣、裁量、優れた判断により規律されるものとする。一般規則として、ビジ

ネス贈答品が名目上の価値で、現金もしくは金融証券を含まない場合は受領可能である。食事、エンターテイメント、宿泊費、旅費の提供の場合、受領の意思決定は相互関係の原則に従うものとする。すなわち、かかる提供を受領する個人が Roper の標準的な経費精算手順を利用して、同様に返礼できる立場であるかどうかを検討すべきである。

ビジネス贈答品を受領するかどうか決定する場合に検討すべき、その他要因は以下のとおりである。

- 特定の年次行事を除き、同一サプライヤーから追加のエンターテイメントを受領する前に、その職員が同様に返礼するであろうという見込み
- ビジネス関係に適した種類の贈与または招待であるかどうか
- Roper 従業員がエンターテイメントの提供を受領する頻度が過度でないかどうか
- 当該個人の上司からの承認を事前に確保しているかどうか

通常、送り付けられた 100.00 ドルを超える贈与は、上司または法令遵守責任者の承認なしに受領してはならない。当社のサプライヤー、顧客、または競合他社からの贈与、エンターテイメント、またはいかなる種類の好意的態度を教唆することを、禁じる。

特定の贈与が本規定の下で容認可能であるかどうかははっきり分からない場合、上司または法令遵守責任者に助言を求めるものとする。

製品安全性

安全に操業および取扱い可能な製品の製造およびマーケティングのみが、Roper の主要ビジネス目標である。そのためには、適切である場合に製品を試験して、当社の品質および安全基準の達成を確認することがある。また、当社製品が人物、資産、環境にもたらし得る合理的に予測可能な危険に関する、明快かつ必要な安全情報および適切な警告・指示を当社製品に付記するものとする。さらには、当社社員は、不良品、安全でない、目的の用途に不適である製品の出荷を認可しないものとする。

行動基準明細書 - IV 当社職員に対する責任

Roper とその全レベルの職員との間の関係は、相互尊重、相互信頼、および共通目標に基づくものである。以下に記述する通り、各人に尊重の念をもって接することが、良好なビジネス行動の基盤となる。

安全衛生

Roper は、あらゆる関係政府法令および規制に準拠した、安全で衛生な職場提供のため継続的に努力している。そのため、各社員が職場の安全衛生に適用可能なすべての法律、規則、および規制を遵守することを期待する。あらゆる労働安瀨衛生要件の遵守が必須の立場にある社員には、適切なトレーニングが提供される。

反差別：ハラスメント

適用される連邦、州、および現地の法律の遵守において当社は、雇用、昇格、その他の雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、出身国、性別、性的指向、宗教、障害、退役軍人ステータス、または法律により保護されるいかなるその他の特徴に基づく差別を行わない。

実際 Roper は、少数派民族グループ出身者、女性、退役軍人、障害者である、有望な有資格個人の採用、雇用、昇格に非常に熱心である。

また当社は、連邦、州、現地の法律に準拠して、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、出身国、年齢、障害を理由に、口頭あるいは身体的な虐待や脅迫、敵意または嫌悪を露わにする、あるいは中傷する行為を含む、あらゆる形態のハラスメントのない職場、環境を断固として維持している。したがって、かかるハラスメント、軽蔑的コメントまたは批判については、いかなるものも容認しない。

法的に保護されているステータスに基づき、差別またはハラスメントにさらされていると確信する社員は、「違反または懸念の報告」で説明されている内容を報告するものとする。

プライバシー

Roper は社員のプライバシーを尊重しており、当社ファイルで収集されているデータのほとんどは、個人の経歴、家族、所得、貢献度、健康に関する、本来機密とすべき情報である。この種の情報にアクセスできる社員は、かかる記録の機密性およびかかる情報の開示についての基準を課するすべての適用法令、規則、規制を必ず遵守しなければならない。したがって、かかる記録へのアクセス権がある個人には、法により義務付けられている開示を除き、いかなる社員の個人情報に関するデータをいかなる当社外の人物へと公開する権限は、前述の「知る必要性」に基づく場合を除き、ないものとする。

薬物乱用

Roper は、薬物乱用とは無縁の職場の提供に尽力している。したがって社員は、不法または未認可不法ドラッグまたはアルコールの影響のない任務遂行状況で職場に報告するものとする。また、不法あるいは未認可不法ドラッグまたはアルコールを勤務時間内に、あるいは当社施設内で使用、所持、配布することは禁じられている。

労働組合

当社は職員と個人ベースでのやりとりを選好する一方で、労組および労使協議会に関与する問題も、団体ごとに法律の枠組み内で解決しなければならないと認識している。したがって集団的代表が存在する場合には、Roper は誠実性および相互尊重原則に基づき、それらの代表団との関係の構築に尽力する。

行動基準明細書 - V 利害の対立および会社の機会

利害の対立

社員および取締役は、当社との利害の対立を回避することが期待されており、さらには利害の対立に見えるような事態も避けるべきである。「利害の対立」は、個人のプライベートまたは個人的な利害が当社の利害を、方法を問わず阻害するあるいは阻害するよう見える場合に起こる。対立状況は社員または取締役が、自身の当社での任務が客観的および事実上困難になる可能性のある措置を講じる、もしくは興味を示す場合に生じる。また利害の対立は、社員または取締役が自身の当社での立場を利用して、不適切な個人的メリット（直接的または間接的に、家族に漏らされるメリットなど）を受ける場合にも生じる。利害の対立には以下が含まれるが、これらに限定されない。

- その個人に利害関係がある取引において当社を代表すること
- Roper とビジネス関係にあるものからの好意的態度を個人的に教唆すること
- Roper の競合他社、サプライヤー、顧客と協力する、またはアドバイスあるいはコンサルティングサービスを提供する、Roper と競合するビジネスを運営する、あるいは Roper での任務を阻害する立場を取ること
- Roper とビジネス関係にある会社の取締役あるいは役員になる、または金融上の利害関係を持つこと
- 当該人物の Roper への忠義心が分断される可能性のある、その他の状況

これらの状況、およびその他の類似状況は、法令遵守責任者により承認される場合を除き、または会社執行責任者および役員については取締役会により承認される場合を除き、回避されなければならない。取引の正当性について疑念がある場合は、上司または法令遵守責任者に助言を求めるものとする。

Roper 社員は、忠義心の分断を招くまたは分断に見える可能性のある、当社の顧客、サプライヤー、ディストリビューター、販売代理店、または競合他社のいずれとも金融上の利害関係を持ってはならない。

当社から取締役および会社執行責任者へのローンは、許可されていない。当社からその他のいかなる社員へのローンは、取締役会または指定の委員会あるいは会社執行責任者により必ず事前に承認されなければならない。

社員は法令遵守責任者の事前の承認なしで、当社施設内または勤務時間内に別の組織のためにアルバイトをする、もしくはかかるビジネスを教唆することは行ってはならない。これには、給与の対象である時間帯に個人的な問題に対応することも含まれる。さらには、当社の機器、電話資料、リソース、または専有情報を、いかなるアルバイトのためにも使用してはならない。

各社員は、自身の実際のまたは潜在的な利害の対立を、上司または法令遵守責任者に即座に開示しなければならない。会社執行責任者および取締役は、実際のまたは潜在的な利害の対立を、Roper の取締役のコーポレートガバナンスおよび指名委員会の会長に開示するものとする。同委員会はその後、該当する場合、その事象への対応に適した措置を判定するものとする。

会社の機会

社員および取締役は、自身の合法的利害を進展させる機会が発生した場合に、当社のためにそれを行う責務を負う。社員または取締役は以下を行ってはならない。

- 当社の資産、情報、立場を利用して発見されたビジネス機会を、個人的に自分のものとする、または他者に彼らの利点となるよう利用させること
- 個人的収益、利得、または優位性（当社からの報酬以外のもの）のために当社の名前、資産、情報、または立場を利用すること

各社員および取締役は、当社の機会の不正流用の可能性に、特に気を配らなければならない。また確信がない場合には、上司または法令遵守責任者に即座に助言を求めるものとする。会社執行責任者および取締役は、コーポレートガバナンスおよび指名委員会の会長に即座に助言を求めるものとする。同委員会はその後、該当する場合、その事象への対応に適した措置を判定するものとする。

行動基準明細書 - VI 会社資産の保護

社員は、当社の資産を盗難、損失、誤用から保護する責務を負う。これらには、顧客リスト、製造工程、機械製図および仕様書、書面によるあるいはデジタル保存された形態の各種情報といった無形資産が含まれる。また、現金、機器、消耗品、施設、資材といった有形資産も含まれる。当社の企業秘密、ビジネスデータ、および専有ノウハウを産業スパイから保護するため常に警戒を怠らないようにする。同様に、当社のリソースを担当する管理職は、当社の有形資産および職員の時間によりなされる利用を、正確に説明する義務がある。当社のリソースが、未承認の利用に流用されることがあってはならない。

企業資産の適正な利用

当社の現金または資産にアクセスできる各社員は、最上級の誠実性をもってそれを管理し、かかる資産の誤用を回避する絶対的な責任を負う。Roper 職員による詐欺、盗難、横領、または会社資金を取得するその他の不適切な手段は、非倫理的であり、不法であり、かつ断固として容認できない。

すべての当社資産は、合法的なビジネス目的のために使用されるものとする。しかしながら、電話またはコンピューターといった当社資産の合理的および限定された個人利用（アルバイト関連または個人的政治活動を除き）は容認可能である。当社資産の誤用または当社施設からの持ち去りは、具体的に認可される場合を除き、禁止されている。これは、家具、機器、消耗品といった資産、およびクライアントリスト、ファイル、参照資料や報告書、コンピューターソフトウェア、データ処理システム、データベースといった排他的利用のために当社によって作成、取得、あるいは複製された資産にも、平等に適用される。承認を得ている、もしくはその他の当社方針あるいは手順に準拠している場合を除き、元本または写しを当社施設からの持ち出すことも、当社ビジネス以外の目的での使用することも禁止である。コンピュータープログラムとデータの整合性に、妥協があってはならない。これらの資産を、故意または不慮の汚職から保護するため、注意を払わなければならない。

当社製品およびサービスは当社の資産であり、社員が当社と雇用関係にある時期に開発・実施した貢献内容は当社の資産であり、当該社員の雇用が終了した後も当社の資産であり続ける。また社員には、標準的な予防策によりかかる損失を限定する継続的措置を講じて、および当社資産を慎重に扱って、当社資産の盗難または不正流用を防止することが期待される。これには、保護する人員がない場合の機器・消耗品・資材の施錠、疑わしい人物あるいは行動の警備員への報告、通路・レストラン・インターネットのチャットルームといった権限のない人物がいる場所での慎重に扱うべきあるいは機密である当社情報に関する議論の回避、などが含まれる。

知的財産

Roper は、特許、商標、ブランド名、およびその他の専有情報（工程、データ、ノウハウ、企業秘密、製法、改良、生産技術、コンピュータープログラム、ベンダー・顧客契約情報およびリスト、など）を含む、知的財産に多額の投資を行っている。社員は、専有技術または運営上の企業秘密損なう可能性のあるいかなる情報も、（当社社員であるか社外の人物であるかに関わらず）権限のない個人に開示してはならない。また、かかる情報の不慮の開示を防止するため、合理的な予防策を講じるものとする。この当社情報の機密保持義務は、当該個人が当社を去った後も適用される。

さらには、Roper が知的財産権および専有情報権の監視を期待するのと同様に、Roper は他者の財産権を尊重する。したがって、特許または著作権保持者の許可がある場合を除き、社員がコンピュータソフトウェア、オーディオ、あるいはビデオ記録、出版物、その他の保護された知的財産といった、かかる資料の電子またはその他の方法で傍受、複製、私物化することは、当社方針の違反にあたる。社外ソースからの機密情報の提供は、適切な法的安全策が講じられている場合を除き、拒絶するものとする。

行動基準明細書 - VII 会社記録および報告書の正確性

Roper 社員は Roper の記録、または政府機関、サプライヤー、顧客、報道機関、一般公衆向けの記録には、真実かつ正確な明細書および表明のみを作成するものとする。Roper の財務記録および業務記録（タイムシート、売上記録、および経費勘定を含む）の作成、送信、または入力に関与する全社員は、完全、誠実、かつ正確にそれを行う責任があり、またそうしなければならない。本規定遵守を徹底するため、全社員は以下を行わなければならない。

- 一般会計原則および Roper の社内管理方針・手順にしたがって、ビジネス取引を適切に認可し、それらの取引の入力を明確、完全、正確に Roper の帳簿と記録に作成・記録することを徹底する
- 全取引または支払いの本質をその関連文書に詳細に記録する
- 未開示または未記録の資金またはその他資産がある場合には報告する
- 規制機関宛てのすべての報告書（証券取引委員会に申請する、あるいは提出する報告書を含む）は、完全、公正、正確、適時、かつ理解可能であることを徹底する、
- 当社の財務記録の調査または監査に協力する、
- 当社報告書および記録において推定値および見越し額が必要とされる範囲について、それらは (i) 当社の会計方針・手順に準拠する適切な文書により裏付けられ誠実な判断に基づいており、(ii) 適切な範囲については、経営陣により承認済みであることを徹底する
- 支払いは常に、関連商品あるいはサービスの実際に提供先である人物または会社に対してのみ行われるよう徹底する
- 税務当局との連絡は、当社の会計方針・手順に準拠して対応するよう徹底する。

社員は、正確な経費勘定を提出するよう期待される。食べていない食事、走行していないマイル、使用されていない航空券、またはその他の発生していない経費についての経費勘定の提出は、不正報告であり禁止されている。

会計管理

すべての取引は、一般会計原則、財政報告を規律する当社の社内管理およびその他の社内管理、およびその他のあらゆる当社の適用方針・手順に従い、Roper の帳簿と記録に適切かつ正確に記録しなければならない。未記録の銀行口座、会社資金または資産を維持することは一切あってはならない。また、いかなる会社の帳簿あるいは記録に記載されるすべての入力も正確、かつ Roper の方針・手順に準拠していなければならない。さらには、雇用上の任務の範囲内において、すべての財務記録管理および政府機関宛ての記録は誠実かつ正確であるよう徹底することは、全 Roper 社員の責任である。

本規範を科せられる全 Roper 職員による、財務諸表虚偽を演出する目的での、当社の財務諸表の監査または再審理に関与するいかなる独立系または認定経理担当者への強要、操作、あるいは惑わし、不正に影響を与える行為は、禁じられている。

文書

支払いを裏付ける文書による説明内容以外の目的で使用される支払については、部分的であるかどうかを問わず、その意図をもって、もしくはそれを知りながら支払うことがあってはならない。

法人活動についてのあらゆる文書は、報告方針・手順および Roper と監視を行う、あるいはかかる問題の管轄権を有する適用政府機関の要件に準拠するものとする。文書は正確でなければならず、かかる機関の規則、規制、指示により提供された状態で保管するものとする。社員による、米国政府部門あるいは機関の管轄内のいかなる問題の調査または適正な管理の邪魔、妨害、感化を意図した、文書あるいは記録の毀損、改ざん、または変造は、固く禁じられている。

SEC 報告、その他の広報

公開会社として当社は、SEC およびその他の広報において申請あるいは提出する、当社作成の報告・文書において、SEC、証券取引所、またはその他の適用規則・規制に準拠した、完全、公正、正確、適時、かつ理解可能な開示を公約している。本誓約を裏付けるため当社は、その他の措置の中でも特に、(a) 設計・実施された開示管理および手順（適用する SEC 規則の意義の範囲内で）を利用し、(b) 正確かつ完全な記録の維持、帳簿と記録への不正、虚偽、あるいはねつ造の入力の禁止、および当社の会計記録内の取引のすべてかつ完全な文書化および記録を義務付けている。全社員には、雇用上の任務の範囲内において、Roper の開示管理・手順を遵守し、当社に関する重要情報をすべての適用される SEC およびその他の規則・規制に従って、適時に記録、処理、集約、報告するよう徹底することが期待される。雇用の範囲が重要情報の報告に関与している当事者は、これらの管理・手順についてトレーニングを受けることになっている。全社員は、当社に関する重要であると思われる情報であるが、当社の上層部には知られていない可能性がある情報を、上司に報告するよう期待される。

当社情報の開示がすべて適用法令・規制に正確かつ完全に準拠していることを徹底するため、すべてのかかる開示は明確に制定された経路によってのみ行うものとする。後述の行動基準明細書 - VIII の「メディアとの接触」を参照のこと。

これらの要件の下で各々の任務および責任を遂行することに加え、会社上級役員各人は以下を徹底させるため、しかるべき注意と不断の努力を払って当社にの報告システム・手順を制定し管理するものとする。

- SEC およびその他の広報に申請および提出された報告書には、完全、公正、正確、適時、理解可能であり、偽りがなく、重要事実が省かれていない情報を記載する
- ビジネス取引は適切に認可し、一般会計原則および制定済みの当社財務方針に従って、当社の帳簿と記録に完全かつ正確に記録する
- 当社の記録の保持または破棄は、制定済みの当社方針および適用法・規制要件に準拠して行う。

行動基準明細書 - VIII 公衆に対する責任

公務員との関係、海外腐敗行為防止法

Roper は、ビジネスの獲得・維持のため海外政府当局者または海外政治家候補へと価値あるものを贈与することを直接あるいは間接を問わず禁止する海外腐敗行為防止法を含む、政府の代表者とのやり取りに対処するすべての法律、規則、規制を遵守するべく尽力している。国会議員、規制機関、政府現場担当者、またはその他の公務員、政党、党役員または政治家候補とのやり取りにおいて Roper 職員は、ビジネスの獲得、保持、指図を意図する、または、かかる人物あるいは彼らの部下に不適切な行動を起こさせる、もしくはは必要業務または彼らの任務遂行を回避する不当な感化を意図する、いかなる行為にも関与してはならない。一般的提案として、いかなる議員、司法官、その他の政府職員にも理由のいかんを問わず、支払い、贈答品、その他の価値あるものを贈与してはならない。これは米国でも海外でも当てはまり、ビジネス獲得の転換やビジネス取り引きの継続に関与しない定常的政府措置を促進・迅速化するための、当社職員による海外の政府あるいは準政府担当者への適切な支払いが習慣となっている、および米国や海外の法律で許可されている場合であっても、当てはまる。本規定からの逸脱はケースバイケースでのみ、また法令遵守責任者への照会後にのみ、検討および承認されるものとする。

立法機関、規制機関、政府機関からの、普段のビジネス過程における定常的なやり取り（例えば、定常的な輸出規制に関するやり取り）以外の情報や会合の要求は、当社の法務顧問に照会するものとする。

政治的活動および献金

Roper は、選挙に関連して政治献金を行うことを企業に禁じる法律を含む、政治献金に関するいかなる適用法令をも遵守するよう尽力している。当社社員および取締役による、当社の時間、資産、機器を利用しての個人的な政治活動は禁止されている。また、当社の最高執行責任者からの事前の承認なく、当社の社名でまたは当社の代表として、いかなる政治献金も行ってはならない。これには、献金を候補者へと流すことばかりでなく、政治的イベントへのチケットの購入、商品あるいはサービスの提供、広告やその他のキャンペーン経費の支払いといった、その他の行動もまた含まれる。

メディアとの接触、公式声明

財務実績関連の情報、重要契約、および投資家、規制当局者、一般公衆にとって重要なその他の情報を含むがそれらに限定されない、当社情報のすべての開示が正確であり、かつ「選択的開示」を禁止する SEC 規制 FD を含む適用法令・規制に完全に準拠していることを確実にするため、Roper は、すべてのかかる開示を具体的に制定されている経路のみを通して行うよう義務付けている。明確に権限を与えられていない限り、社員および取締役が当社の運営について、証券アナリスト、メディア担当者、政府職員、年金プランまたは同様の基金管理者、およびその他の社外の人員と議論することは、禁止されている。

当社について発表されるニュースが正確で、適時性、一貫性があり、適用法的要件に準拠していることを徹底させるため、かかる発表は、Roper の会社最高執行責任者、最高財務責任者、および投資家関係取締役の担当となっており、開発・実施される適切な手順に従って行われることとなっている。一般規則として、一般、取引、財務ニュースメディアからのすべての問い合わせは、かかる会社執行責任者へと照会されるものとする。

環境保護

Roper はあらゆる適切な措置を講じて、自身の製造、輸送、廃棄物処理を環境保護活動に確実に一致させることに専心している。これには、当社の環境管理プログラムを管理するための有資格職員の任命、政府・産業グループと協力しての適切な基準の開発、汚染物質排出を削減または解消する生産施設のエンジニアリング、関連する環境管理問題についての社員および地域社会への情報提供、評判の良い廃棄物処理会社に限定しての取引、すべての適用法令・規制への準拠が含まれる。社員は各々の雇用の範囲内で、環境保護に関するすべての適用法令・規則・規制を遵守するよう期待される。

現地の法律および習慣の尊重

米国企業である Roper は、どこであれ操業している場所の法律に従うことを期待する。また、現地の習慣および米国外の組織を尊重するよう努力している。しかし、言い訳として現地の習慣を適用法令あるいは企業方針の違反の言い逃れとして利用してはならない。現地の法律の遵守は操業の最低限の容認可能レベルであると当社は解釈しており、Roper 独自の基準は法定最低基準を超え、より高い基準に従って事業を行うよう義務付ける場合が多くなっている。Roper の方針と現地の習慣および法律との間の矛盾に直面していると感じる社員は、法令遵守責任者に連絡するものとする。

輸出入管理

米国を含む多くの国で、輸出、再輸出、輸入に関する特定の国際取引、および技術的データの外国人への開示に、規制および／または禁止事項が設けられている。国際取引には、あらゆる理由で行われる電子送信を含むあらゆる手段による、商品、テクノロジー、情報、データ、またはソフトウェアの転送または受領が含まれる。社員は、かかる適用法令・規則・規制すべてを遵守しなければならない。国際取引に関与する前に、社員は当該取引がすべての適用法令・規則・規制に準拠していることを確認しなければならない。